

京都大学大学院農学研究科附属農場宿泊施設使用内規

(平成28年7月14日農学研究科教授会制定)

(平成31年4月4日研究科長裁定)

(令和2年3月9日研究科長裁定)

(令和5年3月6日研究科長裁定)

(令和5年7月13日研究科長裁定)

(趣旨)

第1条 京都大学大学院農学研究科附属農場（以下「農場」という。）宿泊施設の使用については、この内規の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 農場宿泊施設を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、教育機関の学生、大学院生（以下「学生等」という。）又は教職員で、農学に関する実習教育並びに研究のため、農場を利用する者
- (2) 産官学連携研究等により、研究のため農場を利用する者
- (3) その他農場長が適当と認める者

(利用日)

第3条 農場宿泊施設は、次の各号に掲げる日を除き、利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、農場長が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の使用を許可し、又は利用可能な日であっても使用を禁止することがある。

(使用の手続)

第4条 農場宿泊施設を使用しようとする者は、別に定める農場宿泊施設使用申込書を、使用を希望する初日の2週間前までに農場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 農場長は、前項の使用を許可したときは、別に定める宿泊施設使用許可書を交付する。

(使用の変更等)

第5条 農場宿泊施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を変更しようとする場合は、改めて、農場長の許可を受けなければならない。

2 使用者がその使用を中止しようとする場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 農場長は、使用者がこの内規に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項のほか、農場において特に必要がある場合は当該許可を変更し、又は取り消すこ

とがある。

- 3 第1項の事由により農場宿泊施設の使用を取り消し、又は使用を中止させたことにより使用者に損害を及ぼすことがあっても、京都大学（以下「本学」という。）はその責めを負わない。

（退去）

第7条 使用者が次の各号の一に該当するに至った場合は、遅滞なく退去しなければならない。

- (1) 許可された使用期間が満了したとき。
- (2) 使用できる者の資格を失ったとき。
- (3) 使用許可が取り消されたとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を本学の指定する方法により、納付するものとする。ただし、本学の用務のために使用する教職員は、この限りではない。

- 2 使用料は前納とし、納付された使用料は返還しない。ただし、第6条第2項により使用の許可を変更し、又は取り消した場合は、その全部又は一部を返還することがある。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、農場宿泊施設の使用に関し、別に定める使用者心得を遵守しなければならない。

（原状回復）

第10条 使用者は、農場宿泊施設の使用を終えたとき（第6条の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、農場長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用者は、農場長に異議を申し立てることができない。

（賠償責任）

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により農場宿泊施設の施設又は物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第12条 農場宿泊施設に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

（内規の変更）

第13条 農学研究科長は、以下の場合に使用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 前項による内規の変更にあたり、内規を変更する旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに農場ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、使用者に周知するものとする。

（その他）

第14条 この内規に定めるもののほか、農場宿泊施設の使用に関し必要な事項は、農場

長が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年7月14日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第8条関係）

使用者の区別	1泊目の使用料 (1人あたり)	2泊目以降の使用料 (1泊1人あたり) ※最大6泊まで
正課の科目を受講する 学生等及び担当教職員	個室 2,900円 6人部屋 2,100円	個室 1,000円 6人部屋 500円
上記以外の使用者	個室 5,800円 6人部屋 4,200円	個室 2,000円 6人部屋 1,000円

- 1 「正課の科目」とは、本学の開講科目及び他の大学又は高等専門学校が農場を利用して行う必要がある科目で、本学の開講科目に準ずることを農場教育共同利用運営委員会が認定した科目をいう。
- 2 前項の農場教育共同利用運営委員会については、別に定める「京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用規程（平成28年4月14日 研究科教授会決定）」による。

農場宿泊施設使用者心得

本施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、本施設の使用内規の定めによるほか、職員の指示にしたがうとともに、次の事項を遵守して施設を使用すること。

記

1. 本施設は共同利用の施設であり、使用に際しては各人において整理整頓に努め、特に火気の取り扱いには充分注意し、使用者全員が常に清潔かつ静かな環境で施設を利用できるよう心掛けること。
2. 本施設に到着後は直ちに、農場事務室（以下「事務室」という。）にて、使用手続きを済ませ、職員の指示を受けること。
3. 使用手続き等の時間帯は、平日の9：00～17：00である。特別の理由によりこの時間内に来場できないときは、事前に電話等で連絡し、職員の指示を受けること。
4. 正課の実習中に入浴時間は事前に職員から許可を得た時間とする。それ以外の利用者に対する入浴時間は18：00～22：00とする。
5. 各室の冷暖房装置の使用において、居室を離れるときは停止する等、省エネルギーに配慮すること。
6. 寝具や備品は丁寧に取り扱い、置いてあるところ以外に持ち出さないこと。洗濯機は、取り扱いに充分注意するとともに、使用後は清潔にしておくこと。
7. 宿泊施設は禁煙とする。
8. 電話の取り次ぎは、平日の8：30～17：15までとし、農場の電話の発信は原則としてできない。
9. 宿泊終了の際は、寝具を職員の指示に従い収納した上で、居室の清掃や整理整頓を行い、事務室へ報告すること。
10. その他、不明な点は、事務室に申し出て、その指示に従うものとする。

以 上